エヌタスマネー取扱規則

第１条（本規則の目的）

本規則は、株式会社エヌタス（以下、「当社」といいます。）が発行するエヌタスカードによるエヌタスマネー決済において、加盟店及び交通事業者がエヌタスマネーの利用者に提供するサービス内容と、当該サービスをエヌタスマネーの利用者が受けるための条件を定め、利用者の利便性向上と業務の適正な遂行を図ることを目的とします。

第２条（用語の定義）

本規則における主な用語の定義は、「エヌタスカード取扱規則」に定めるほか、次の各号に掲げるとおりとします。

（１）「エヌタスマネー利用者」とは、この規則に同意し、エヌタスマネー決済を行う者をいいます。

（２）「エヌタスマネー」とは、「エヌタスカード取扱規則」に定める、エヌタスカードに記録された金銭的価値をいいます。

（３）「エヌタスマネー決済」とは、「エヌタスカード取扱規則」に定める、各種代金や運賃等をエヌタスマネーで支払う決済方法をいいます。

（４）「エヌタスマネー端末機」とは、「エヌタスカード取扱規則」に定める、エヌタスマネーの読取り・引去り、書込みができる機器（リーダ・ライタ）をいいます。

（５）「商品・サービス等」とは、「エヌタスカード取扱規則」に定める、エヌタスマネー決済の対象となる物品・権利・ソフトウェア・サービス等をいいます。

（６）「加盟店」とは、「エヌタスマネー加盟店規則」に定める加盟店をいいます。

（７）「交通事業者」とは、「エヌタスカード取扱規則」別表第１号に定める事業者をいいます。

第３条（適用範囲）

１．加盟店におけるエヌタスマネー決済に関する取扱いは、本規則及び「エヌタスマネー加盟店規則」の定めるところによります。

２．交通事業者におけるエヌタスマネー決済に関する取扱いは、本規則及び以下の各規則等の定めるところによります。

・各交通事業者の旅客営業規則や運輸規則等

・一般乗用旅客自動車運送事業運送約款や一般乗合旅客自動車運送事業運送約款等

３．ポイントサービスに関する取扱いは、「エヌタスカードポイントサービス取扱規則」のほか、Ｖポイントカード及びＶポイントサービスに関しては、ＣＣＣＭＫホールディ

ングス株式会社が発行する「Ｖ会員規約」及び「ポイントサービス利用規約」の定めるところによります。

４．本規則及び本規則に基づいて定められた規定は、法令の改廃や経済情勢の変化又は当社の都合等により、一定の予告期間をおいて改定されることがあります。その場合は、加盟店の店頭等における掲示及びホームページへの掲載により告知します。

５．本規則が改定された場合は、以後のエヌタスマネー決済についての取扱いは、改定された規則の定めるところによります。

６．本規則に定めのない事項については、「エヌタスカード取扱規則」並びに「エヌタスマネー加盟店規則」及び法令等の定めるところによります。

第４条（利用箇所と利用方法）

１．エヌタスマネー利用者は、加盟店のエヌタスマネー端末機及び交通事業者の車載器において、エヌタスマネー決済を行えます。

２．前項によりエヌタスマネー決済を行う場合は、エヌタスマネー利用者のエヌタスカードからエヌタスマネー端末機又は車載器への、商品・サービス等の代金又は旅客運賃に相当するエヌタスマネーの引き去りが完了したときに、同額の金銭の支払いがなされたものとし、エヌタスマネー利用者の同額の支払債務が消滅します。

３．第１項によりエヌタスマネー決済を行う場合は、商品・サービス等の代金額又は旅客運賃額、及びエヌタスマネーの残額は、エヌタスマネーの引き去りが完了した時点で、エヌタスマネー端末機又は車載器に表示され、またエヌタスマネー端末機の場合はレシートにも印字されます。エヌタスマネー利用者は、表示又は印字された、代金額及びエヌタスマネー残額に誤りがないことを確認するものとします。

　なお、即時に異議の申出がなかった場合は、エヌタスマネー利用者は当該エヌタスマネー決済が正当に完了したことを了承したものとみなします。

４．第２項に定めるエヌタスマネーの引き去りがなされた後、エヌタスマネー利用者と加盟店又は交通事業者との間で、引き去りの原因となった行為が何らかの理由により無効・取消・解除になった場合は、引き去りの直後に限り当該エヌタスマネーを返還できます。引き去りの直後でない場合は、状況に応じて現金その他の方法で返金します。

５．当社は、エヌタスマネー利用者が加盟店から購入した又は提供を受けた商品・サービ

ス等の瑕疵、欠陥、その他エヌタスマネー利用者と加盟店との間に発生する取引上の一切の問題、及びエヌタスマネー利用者と交通事業者との間に発生する一切の問題について、その責めを負いません。

第５条（利用制限）

１．エヌタスマネー利用者は、当社並びに加盟店及び交通事業者が定める方法により、利用可能残額の範囲内でエヌタスマネーを利用できます。

２．前条第１項の定めに関わらず、１回のエヌタスマネー決済につき２枚以上のエヌタスカードを同時に使用することはできません。

３．当社は、記名式エヌタスカードを使用してエヌタスマネー決済が行われる場合も、カード保有者を記名者本人とみなして、本人確認を行うことなく利用を認めます。

　よって、当社並びに加盟店及び交通事業者は、記名式エヌタスカードの紛失・盗難等による記名者本人以外の利用によって発生した損害・不利益等について、その責めを負いません。

４．偽造・変造等により不正に作成されたエヌタスカードは、エヌタスマネー決済を含め使用できません。

５．次の各号のいずれかに該当するときは、エヌタスマネーを取り扱えないことがあります。

（１）エヌタスカードの破損、エヌタスマネー端末機や車載器の故障、運営上の都合により、エヌタスカードが読取り不能となったとき。

（２）長期間利用がないなど、「エヌタスカード取扱規則」第１５条（エヌタスカードの失効）又は同規則第２２条（無効となる場合）の定めにより、失効ないし無効となったとき。

６．本条各項の場合に発生した損害・不利益等について、当社並びに加盟店及び交通事業者はその責めを負いません。

第６条（取扱対象外商品・サービス等）

　当社又は加盟店若しくは交通事業者が別に定める有価証券・金券等については、第４条第１項に関わらず、エヌタスマネー決済は行えません。

第７条（制限・停止）

１．当社は以下の場合は、一部又は全ての加盟店・交通事業者におけるエヌタスマネーの取扱いを制限又は停止することがあります。

（１）火災・停電・通信異常・コンピュータシステム異常・天災・戦争・暴動等の不可抗力により、エヌタスマネーの取扱いが困難であると当社が認めた場合。

（２）定期又は緊急のコンピュータシステム保守等、やむを得ない事情によりエヌタスマネーの取扱い制限又は停止が必要であると当社が判断した場合。

（３）その他、当社がエヌタスマネーの取扱い制限又は停止が必要と判断した場合。

２．本条に基づく取扱い制限又は停止によって発生した損害・不利益等について、当社並びに加盟店及び交通事業者はその責めを負いません。

第８条（免責事項）

１．当社若しくは加盟店又は交通事業者の故意又は重過失による場合を除き、エヌタスマネー決済によって発生した損害・不利益等について、当社並びに加盟店及び交通事業者はその責めを負いません。

２．その他本規則に基づく取扱いによって発生したエヌタスマネー利用者の損害及び不利益等について、当社並びに加盟店及び交通事業者はその責めを負いません。

３．本規則上の当社及び加盟店並びに交通事業者の責任を免責する規定に関わらず、消費者契約法その他の理由により当社又は加盟店若しくは交通事業者が損害賠償責任を負う場合は、本規則に含まれる免責規定は適用されません。また、当社又は加盟店若しくは交通事業者が会員の損害を賠償する場合の当該損害賠償責任の範囲は、直接かつ現実に発生した損害（付随的損害、間接損害、特別損害及び逸失利益は含まれません。）に限定されます。

第９条（規定の準用）

「エヌタスカード取扱規則」の第１３条（エヌタスカードの所有権）、第１４条（デポジット）、第１５条（エヌタスカードの失効）、第１８条（チャージ）、第１９条（エヌタスマネーの残額確認）、第２２条（無効となる場合）、第２３条（紛失再発行）、第２４条（破損等再発行）、第２７条（エヌタスカードの払戻し）、その他エヌタスカードの取扱いを定めた規定は、エヌタスマネー決済における取扱いについて、準用するものとします。

附則１

この規則は、２０１９年９月１６日から実施します。

この規則は、２０２０年７月１日から実施します。

この規則は、２０２３年４月１日から実施します。

この規則は、２０２４年７月２日から実施します。